二〇 薬事法施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件 一九 三
二一 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の全部を改正する件 一九12 一
二二 再評価を受けるべき医薬品の範囲を指定した件 二〇 三
二三 国民健康保険法施行規則第一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件 二〇13一八 三
二四 都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件 二三 三
二五 ガス溶接作業主任者免許規程の一部を改正する件 二四 三
二六 ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程の一部を改正する件 二四 四
二七 薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件 二四 四
二八 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件 二四 四
二九 薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件 二四 四
三〇 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件 二五 二
三一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第三十三条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券を定める件 二五 三
三二 食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の変更の件 二六 五
三三 健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率 二六 五
三四 健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率 二六 五
三五 食品衛生法に基づく登録検査機関の主たる事務所の所在地の変更の件 三〇 四
三六 厚生労働大臣が定める現物給与の価額の全部を改正する件 三一23 六


## ○農林水産省


一 型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件 四 三
二 保安林の指定施業要件を変更する件 四 三
九 種畜の等級の判定基準を定める等の件 四1 三
一〇 地すべり防止区域を指定する件 五 四
一一 地すべり防止区域を追加指定する件 五 四
一四 保安林の指定をする件 五 四
一五 保安林の指定を解除する件 五 四
一七 保安林の指定施業要件を変更する件 五 四
一八 保安林の指定施業要件を変更する件 五 四
二六 食品衛生法に基づく登録検査機関の指定を解除する件 五 四
二七 保安林の指定をする件 一〇 五
三一 保安林の指定施業要件を変更する件 一〇 六
三六 種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件 一〇4 一
五七 保安林の指定施業要件を変更する件 一一 二
五八 保安林の指定施業要件を変更する件 一一 五
六八 保安施設地区の指定をする件 一一 五
六九 保安林の指定をする件 一二 三
七八 保安林の指定を解除する件 一二 四
八〇 保安林の指定をする件 一三 五
八二 保安林の指定施業要件を変更する件 一三 五
八五 保安林の指定施業要件を変更する件 一三 五
八六 種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件 一三8一二 五
九〇 保安林の指定をする件 一六 三
一〇二 保安林の指定施業要件を変更する件 一六 五
一〇八 保安林の指定をする件 一七 三
一〇九 保安林の指定施業要件を変更する件 一七 三
一一二 種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件 一七 五
一一八 種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件 一七 六
一二二 保安林の指定をする件 一八 六
一二七 保安林の指定を解除する件 一八 七
一三八 保安林の指定施業要件を変更する件 一八 八
一五三 保安林の指定をする件 一九 五
一五四 肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件 二〇 三
一五五 犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件の一部を改正する件 二〇 三